明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（二三四）　三
○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三五）　五
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三六）　六
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（二三七）　六
〔条　約〕
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（三）　六
〔府　令〕
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則（内閣府五九）　三
〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三八）　一四
○電気関係報告規則の一部を改正する省令（経済産業三五）　一五
○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（同三六）　一四
〔告　示〕
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の日本国による受諾に関する件（外務三〇三）　一四
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産八三〇）　一四
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）並びにあおざめ（南大西洋海域）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同八三一）　一四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同八三二）　一五
○生産業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同八三三）　一六
○肥料の登録が失効した件（同八三四）　一六
○肥料を登録した件（同八三五）　一六
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに北海道西部系群Ｂ海域、ずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八三六）　一七
〔公　告〕
諸事項　一七
裁判所　一七
破産、免責、再生関係　一七
会社その他　一七
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二三四号）（総務省）

1　情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務を変更することとした。（第七七条及び第七八条関係）

2　情報流通行政局郵政行政部貯金保険課を廃止し、その所掌事務を同部企画課に移管することとした。（第七六条、第八七条、第八九条、附則第一九条及び附則第二〇条関係）

3　総合通信基盤局電気通信事業部に安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課を設置し、その所掌事務を定めるほか、同部消費者行政第一課を廃止し、その所掌事務を同部料金サービス課等に移管するとともに、同部消費者行政第二課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第九〇条及び第九二条～第九八条関係）

4　国際戦略局参事官の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第一七条関係）

5　この政令は、令和五年七月七日から施行することとした。

◇刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三五号）（法務省）

1　関係政令の整備

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六六号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第一一条関係）

2　附則

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

㈡　この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。